

## 特定非営利活動法人ウッドデッキ 謝金規程

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、当法人での講演講師とパネリスト（以下「講師」という）に対する謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第3条 講師謝金は、原則として10,000円の標準単価を適用する。

2 講師謝金の支払対象とする時間は、移動時間を除いた実働時間とする。

3 講師謝金の支払単位は1時間程度とする。

4 ただし、特別な事情がある場合には、この標準単価を適用せず、理事会にて審議し決定する。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法あるいは現金により支払う。

2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

(費用)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当法人が支払う。ただし、特別な事情の場合にはその限りではない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2022年12月12日から施行する。